

すかがわ統計月報 6年1月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和5年12月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.82倍(対前年同月比0.52ポイント低下、対前月比0.03ポイント低下)

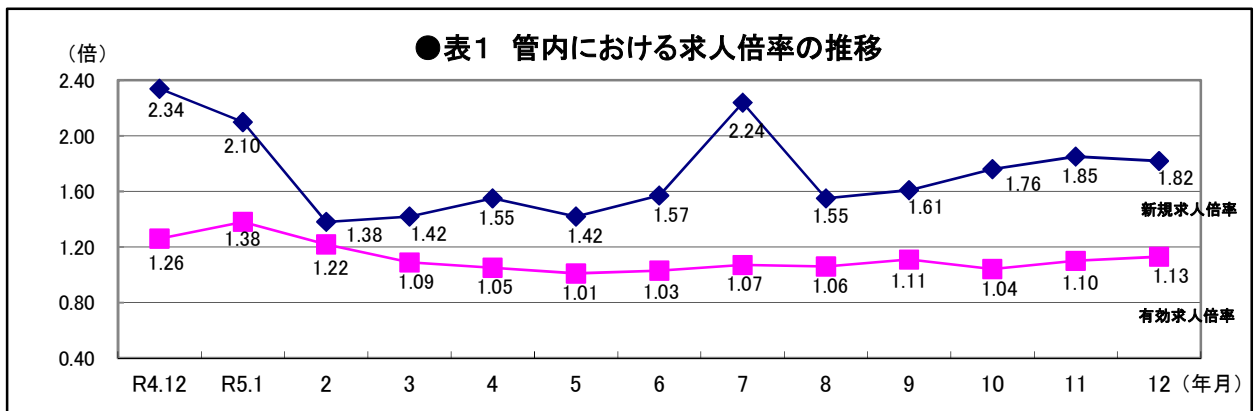
12月の新たな求職申込みは375件、求人申込みは683人分でした。
 これは、1件の求職申込みに対し1.82人分の求人が申し込まれたこととなります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.13倍(対前年同月比0.13ポイント低下、対前月比0.03ポイント上昇)

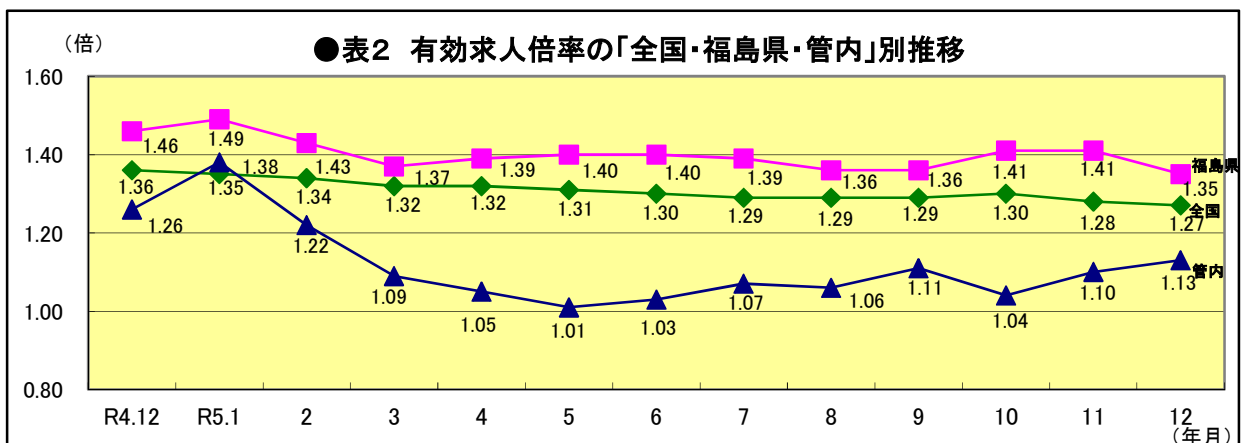
11月から引き続き求職している方と12月に新たに求職申込みした方の合計が1,810人であったのに対し、11月から繰り越された求人と12月に新たに申し込まれた求人の合計は2,045人でした。
 これは、1人の求職者に対し1.13人分の求人となります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



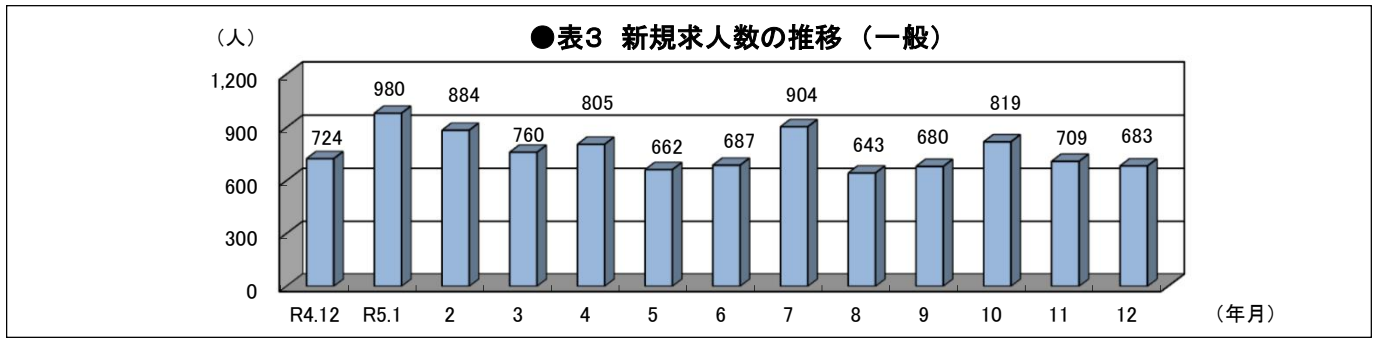
■有効求人倍率 【全国】1.27倍(対前年同月比0.09ポイント低下、対前月比0.01ポイント低下) 【福島県】1.35倍(対前年同月比0.11ポイント低下、対前月比0.06ポイント低下) 【管内】1.13倍(対前年同月比0.13ポイント低下、対前月比0.03ポイント上昇)

※なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

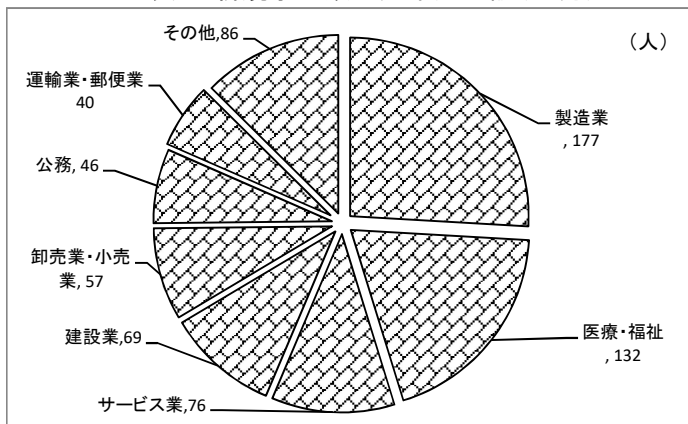
■新規求人数 683人 (対前年同月比5.7%減、対前月比3.7%減) (表3)



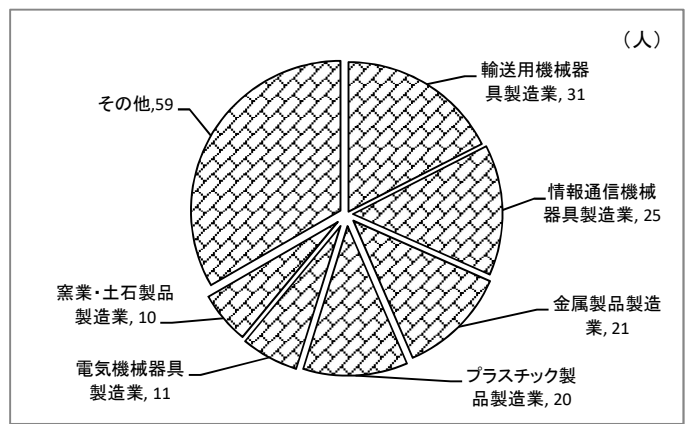
12月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が177人と最も多く、全体の25.9%を占めており、次いで医療・福祉、サービス業、建設業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、輸送用機械器具製造業が31人と最も多く、製造業全体の17.5%を占めており、次いで情報通信機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業となっています。(表5)

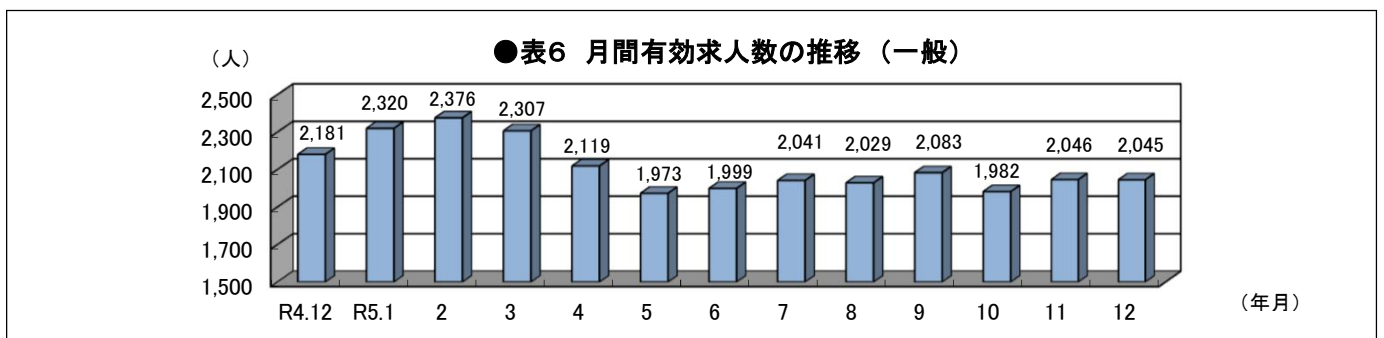
●表4 新規求人数の産業別内訳(12月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(12月)

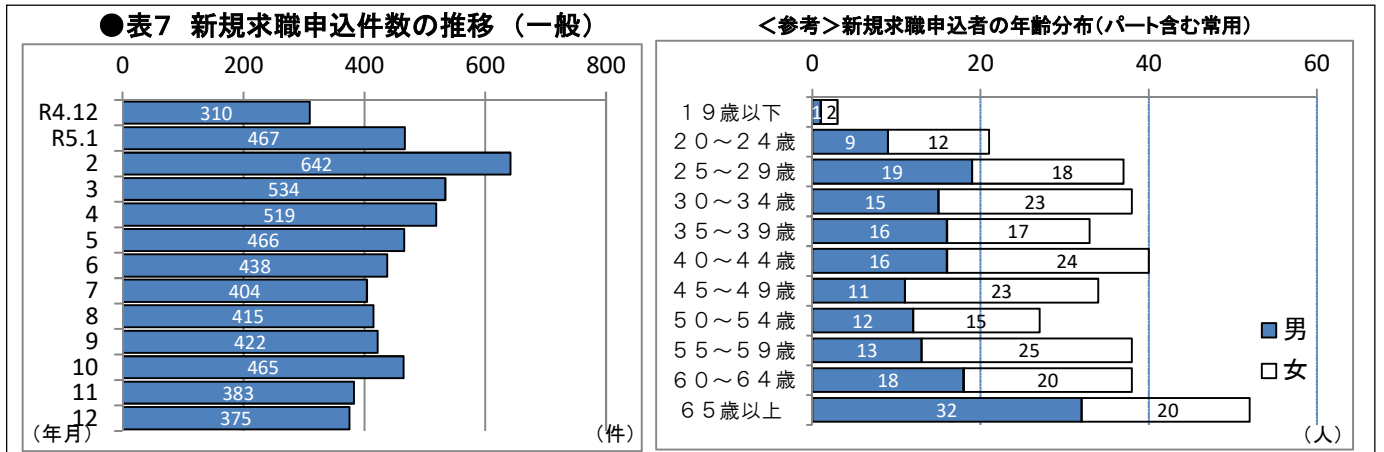


■月間有効求人数 2,045人 (対前年同月比6.2%減、対前月比0.05%減) (表6)

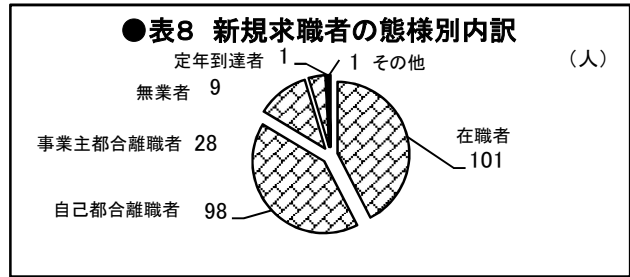


求職

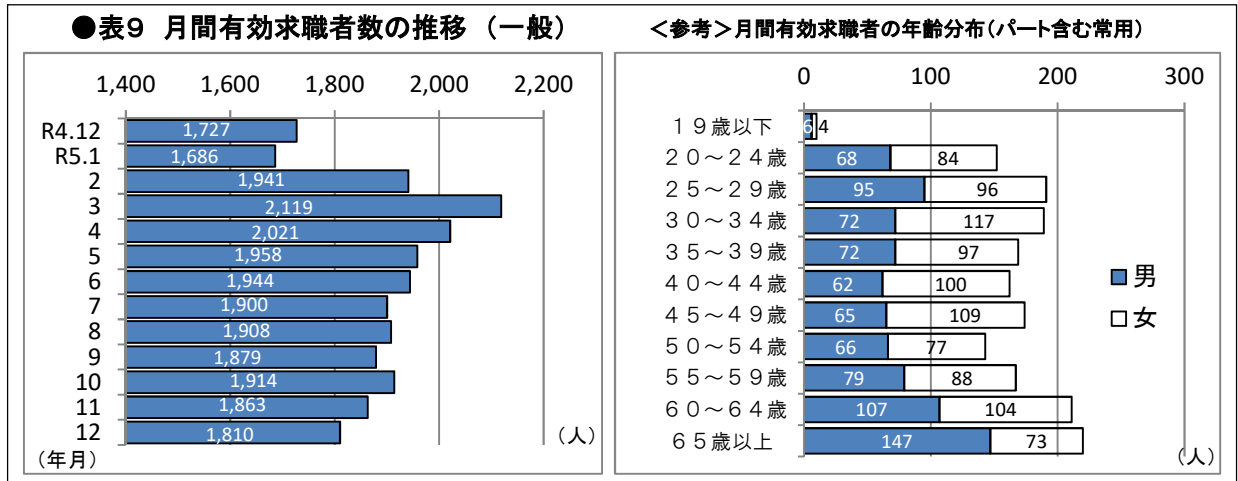
■新規求職申込件数 375件 (対前年同月比21.0%増、対前月比2.1%減) (表7)



12月の新規求職申込件数238件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が101人と最も多く、全体の42.4%を占めており、次いで自己都合離職者(同41.2%)、事業主都合離職者(同11.8%)、無業者(同3.8%)、定年到達者(同0.4%)となっています。(表8)



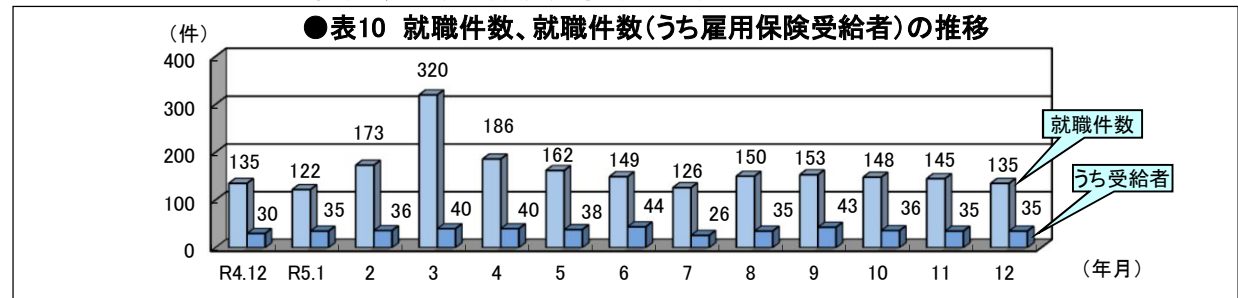
■月間有効求職者数 1,810人(対前年同月比4.8%増、対前月比2.8%減)(表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

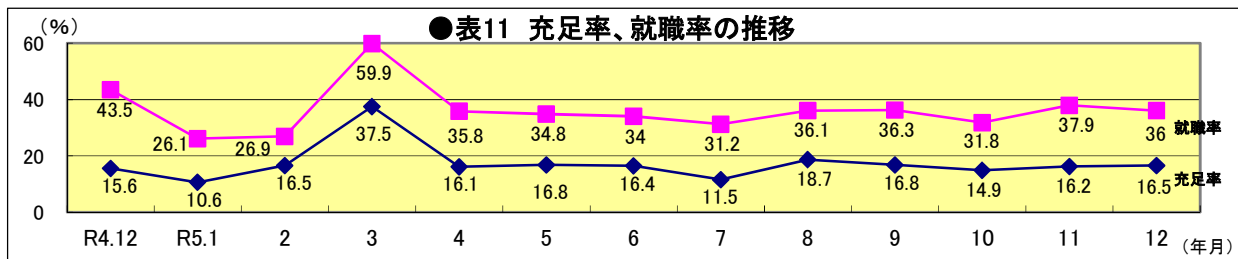
■就職件数 135件(対前年同月比±0、対前月比6.9%減)
 ■就職件数のうち保険受給者 35件(対前年同月比16.7%増、対前月比±0)(表10)



充足率、就職率

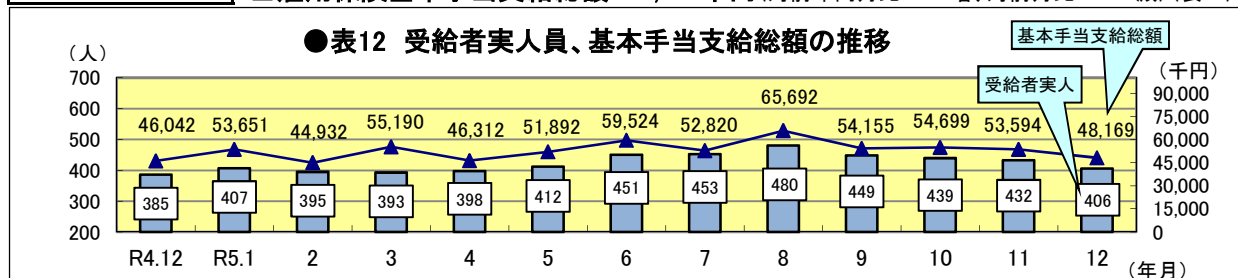
■充足率 16.5%(対前年同月比0.9ポイント上昇、対前月比0.3ポイント上昇)
 ■就職率 36%(対前年同月比7.5ポイント低下、対前月比1.9ポイント低下)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 406人(対前年同月比5.5%増、対前月比6.0%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 48,169千円(対前年同月比4.6%増、対前月比10.1%減)(表12)



年収の壁対策として
労働者1人につき**最大50万円**助成します！

労働者にとって、
「年収の壁」を意識せず働くことができる。
：社会保険に加入することで処遇改善につながる。

事業主の皆様への
人手不足の解消へ！

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に
「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

- 労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単に**なりました。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給（社会保険適用促進手当など）	20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給（社会保険適用促進手当など） 3年目以降、③の取組	20万円
③ 賃金の 18%以上 を増量	10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	-	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆**社会保険適用促進手当**
事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

※2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

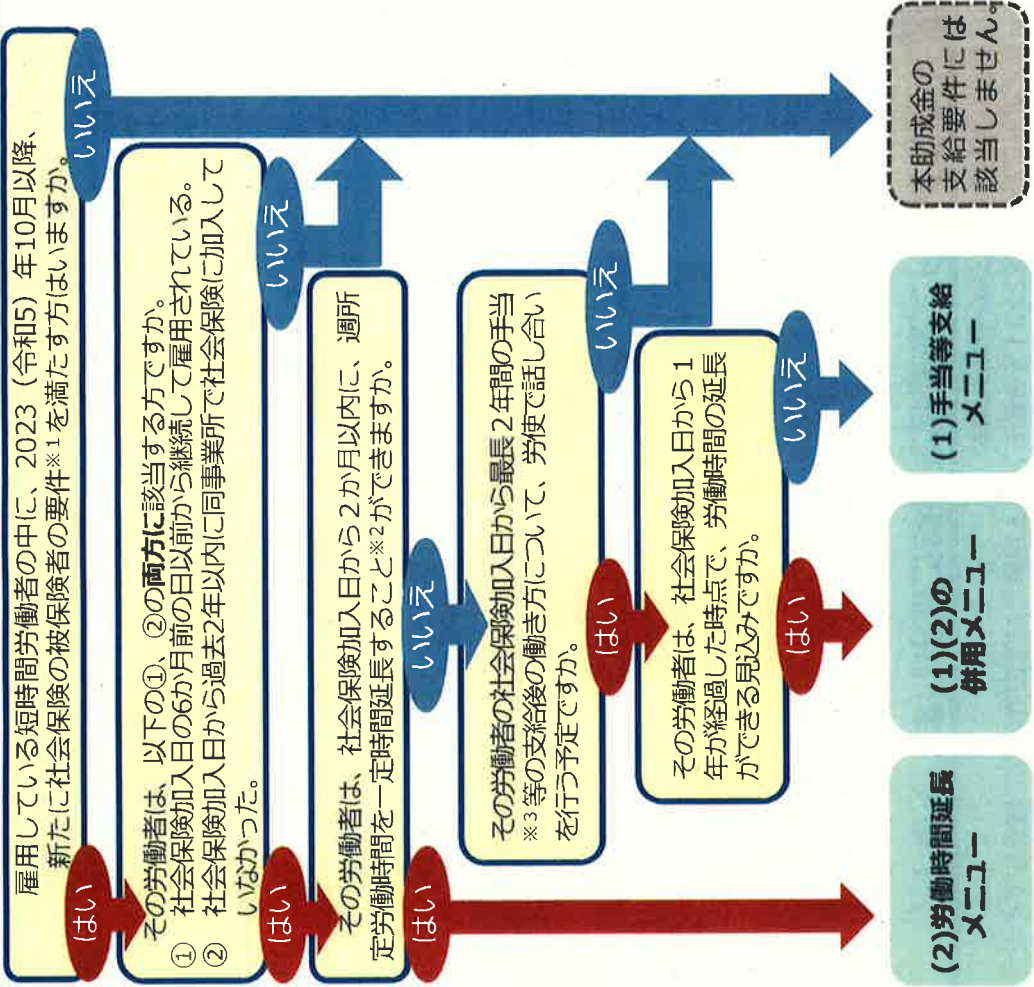
キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024（令和6）年1月31日までに取組を開始する場合は
キャリアアップ計画書は2024（令和6）年1月までに管轄労働局に提出してください



(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。
(※) 2024（令和6）年2月1日以降に手当の支給等の取組を始めるときは、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画書を提出してください。

対象となる労働者をチェックしましょう！



- ※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと、100人以下の事業所の場合は、週の上記所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員4分の3以上である者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2) 労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賃与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
○ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は「働き方改革推進支援センター」無料相談窓口
○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。
年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）
受付時間 平日 8:30~18:15
（土曜・祭日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。） 厚生労働省公式HP
0120-030-045

